平成２５年（フ）第２７２号
栃木県芳賀郡市貝町大字多田羅1246番地５
債務者　白川けい子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８９号
栃木県宇都宮市簗瀬町1943番地４　ラポール簗瀬103、前住所栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目７番地12
債務者　小林いみ子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９４号
栃木県宇都宮市今泉町35番地１　マロニエハイツ陽北Ｂ棟303、前住所栃木県宇都宮市今泉町175番地　ＭＡＣ宇都宮コート203号
債務者　久保　輝之
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９５号
栃木県宇都宮市今泉町35番地１　マロニエハイツ陽北Ｂ棟303、前住所栃木県宇都宮市今泉町175番地　ＭＡＣ宇都宮コート203号
債務者　久保　昌子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０号
長野県佐久市前山20番地４
債務者　塩川　祥悟
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第２７５号
栃木県宇都宮市下川俣町142番地11　サンヴェール宇都宮108、前住所埼玉県三郷市早稲田４丁目23番地９　システムマンション早稲田102号
債務者　平井　幸江
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月26日午後３時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９４号
静岡市葵区沓谷４丁目４番43号
債務者　小池　祥男
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０８号
静岡市駿河区国吉田５丁目22番47号
債務者　阿部　　恵
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８７号
静岡市駿河区聖一色62番地の２　ロイヤルグリーン302号、旧住所静岡市清水区川原町20番10号　ファミールｎｏｎ－ｎｏ303号
債務者　岩崎　　潤
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０６号
静岡市葵区安倍口団地５番41－９号
債務者　石崎　伸幸
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８９４号
横浜市神奈川区栗田谷29番63号　ハーミットクラブハウス栗田谷202号
債務者　矢地　圭三
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４号
栃木県下都賀郡岩舟町大字下津原109番地
南Ａ棟
債務者　遠藤　博信
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１３５８号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1770番地１
債務者　根岸　　博
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４２９号
東京都小平市花小金井５丁目44番17号サングリーン104号
債務者　當麻　久美（旧姓羽鳥）
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５１２号
東京都昭島市昭和町１丁目５番８号ウェルネス昭島201号
債務者　佐藤真由美
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部